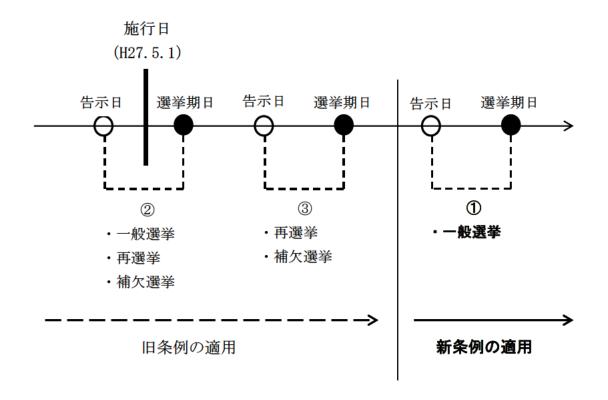
選挙区条例一部改正案の施行日について

(施行期日)

- 1 この条例は、平成二十七年五月一日から施行する。 (適用区分)
- 2 この条例による改正後の三重県議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関する条例の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。) 以後初めてその期日を告示される一般選挙(①)から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された一般選挙、再選挙及び補欠選挙(②)並びに施行日以後初めてその期日を告示される一般選挙の期日の告示の日の前日までにその期日を告示される再選挙及び補欠選挙(③)については、なお従前の例による。



〇一般選挙とは

一般選挙とは、地方公共団体の議会の議員の定数全員について行われる選挙をいい(公職選挙法第33条、34条、34条の2)、その選挙事由には、任期満了、議会の解散、選挙の全部無効の他、退職、死亡その他の事由によって議員又は当選人がすべてなくなった場合も含まれる。

〇再選挙とは

再選挙は、当選人が得られない場合または当選人が不足する場合であって(公職選挙法第96条、97条、97条の2)繰り上げ等の方法により補充できないために、再度選挙を行うこと。(公職選挙法第109条、110条)

主な事由として、①立候補者数の不足

- ②法定得票数以上の得票者の不足
- ③当選人が公職の身分を取得するまでの間に死亡、被選挙権 の喪失
- ④選挙争訟、当選争訟又は選挙犯罪による当選無効のように 一定の争訟手続きを経て当選人の身分が失われる場合 等がある

例:1971年 大阪府議会議員選挙(河内長野市選挙区:定数1人) 6人が立候補しそれぞれが法定得票数を得られず、再選挙、再々選挙が実施 された。

〇補欠選挙とは

補欠選挙とは、既に行われた選挙の当選人が、議員の身分を取得した後に死亡 退職等によって欠けた場合であって、公職選挙法第112条による繰上補充をして もなお一定数の欠員がある場合に、その欠員を補充するために行う選挙をいう。 (公職選挙法第113条)

※ 補欠選挙は「不足」を補うという点で再選挙と同種のものであるが、再選挙は「当選人の不足」を、補欠選挙は「議員の不足」を補うものである。